

令和6年6月19日
海事局安全政策課
海上保安庁交通部

国際海事機関（IMO）第11回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会 （NCSR 11）開催結果概要

～水先人の乗下船装置にかかる追加安全対策がとりまとめられました～

令和6年6月4日から13日まで、国際海事機関（IMO）の第11回航行安全・無線通信・搜索救助小委員会※¹が開催されました。

今次会合では、水先人の乗下船装置にかかる追加の安全対策が取りまとめられ、また、前回会合に引き続き、VHFデータ交換システム（VDES）導入等の審議が行われました。

1. 水先人の乗下船装置にかかる基準改正

水先人の乗下船装置について、保守管理やその設置が適切に行われていなかったことに起因する転落事故が発生していることから、SOLAS（海上人命安全）条約において新たな安全対策を要求するルール改正（保守管理要件の追加、設置基準や性能基準の見直し）の検討が行われてきました。

今次会合では、野口 英毅氏（海上保安庁）を議長とした航行安全作業部会において具体の検討が行われ、パイロットラダー等の設計・構造、収容、点検・保守等に関する包括的な改正案がとりまとめられました。今後、上部委員会である海上安全委員会（MSC）における承認（本年12月予定）・採択（来年春予定）を経て、新装置に対しては2028年1月1日より、既存装置に対しては2029年1月1日以降の最初の検査までに適用される見込みです。

2. VHFデータ交換システム（VDES）の導入

VDESは、我が国が世界市場で高いシェアを有する「船舶自動識別装置（AIS）」の上位互換となる航海機器であり、双方向通信可能な特性を活かした航行の安全性向上が期待できます。

今次会合では、VDESの搭載は現状搭載が義務付けられているAISとの選択制とすることを前提に性能基準案等の検討を2025年までに実施すること、作業完了のため会期間作業部会※²を日本を調整国として再設置すること、が合意されました。

※1 船舶の航路指定、無線設備や航海機器の技術基準・搭載要件、搜索救助に関する国際的指針等について検討を行うMSCの下部小委員会。NCSRの中に航行安全作業部会等の作業部会が設置。

※2 会合が開催されていない間、メールベースで審議を行うグループ

この他、AISのセキュリティ向上に関する検討も行われました。それぞれの詳細は別紙をご参照ください。

【問い合わせ先】（全般、1. 関係）海事局安全政策課 丸山

代表：03-5253-8111（内線 43-562），直通：03-5253-8631

（2. 関係）海上保安庁交通部企画課 竹内

代表：03-3591-6361（内線 6801），直通：03-3591-5650



国際海事機関（IMO）第11回航行安全・無線通信・捜索救助小委員会

（NCSR 11）の主な結果概要

1. 水先人の乗下船装置にかかる基準改正

（1）背景

水先人の乗下船装置について、保守管理やその設置が適切に行われていなかったことに起因する転落事故が発生していることから、2023年より、SOLAS（海上人命安全）条約において新たな安全対策を要求するルール改正（保守管理要件の追加、設置基準や性能基準の見直し）の具体的な検討が行われてきました。

（2）今次会合での審議結果

今次会合では、水先人の乗下船装置の要件を規定する包括的な改正案がとりまとめられました。主な内容は以下の通りです。

この改正案は、今後、上部委員会である海上安全委員会（MSC）における承認（本年12月予定）・採択（来年春予定）を経て、新装置に対して2028年1月1日より、既存装置に対して2029年1月1日以降の最初の検査（以下④、⑤の要件については2028年1月1日）までに適用される見込みです。

改正案の主な内容

- ① 寸法、強度などの設計や構造
サイドロープ直径の増大や、パイロットラダーを取り付けるストロングポイント、シャックル及び固定ロープを48kN以上の破断強度とすること
- ② パイロットラダーの固定
乾舷の変化によりパイロットラダーの全長を使用しない場合に、パイロットラダーの途中の位置で甲板等に固定するための手段を設けること
- ③ パイロットラダーのウィンチリールへの収容
パイロットラダーをウィンチリールに収容する場合、ウィンチリールのドラムは直径を0.16m以上とし、パイロットラダーの先端部を固定するためのくぼんだ固定点を設けること
- ④ 点検・保守
指示書に従って定期的な点検・保守を実施し、老朽化したパイロットラダー及びマンロープ（※）は交換すること。また、予備のパイロットラダー及びマンロープを搭載すること。
※製造日から36ヶ月又は使用開始日から30ヶ月のいずれかを超えるもの
- ⑤ 乗組員に対する点検・保守等の習熟
上記②～④に関して習熟すること

2. VHFデータ交換システム（VDES）の導入

（1）背景

VDESは、我が国が世界市場で高いシェアを有する「船舶自動識別装置（AIS）」の上位互換となる航海機器であり、双方向通信可能な特性を活かした航行の安全性向上が期待でき、2023年より、我が国の提案によりVDESをSOLAS条約に導入するためのVDESの性能基準案等の検討が行われてきました。

（2）今次会合での審議結果

SOLAS条約付属書第V章改正並びに関連IMO規則（VDESの性能基準案等）の作成及び改正を行うための作業について、VDESの搭載は現状搭載が義務付けられているAISとの選択制とすることを前提に検討を進めることとし、作業完了目標年を2024年から2025年に延長することとされました。

また、VDESの性能基準案等の作業完了のため、我が国を調整国として、会期間作業部会を再設置することが合意され、引き続き会期間作業部会において検討される予定です。

3. 船舶自動識別装置（AIS）のセキュリティ向上の検討

（1）背景

洋上での違法な船舶間の物資の積替え（いわゆる「瀬取り」）等を目的として船舶の情報を偽装するために船舶のAISを操作することを防止するために、AISに関するセキュリティ基準の見直しに関する検討が今次会合より開始されました。

（2）今次会合での審議結果

AISの性能基準を改定し、新たに「製造者ID」やIMO番号のない船舶に対しては「旗国番号」の入力を求めるための性能基準改定案を作成しました。今後上部委員会であるMSCにおける承認・採択を得て、発効される見込みです。

以上